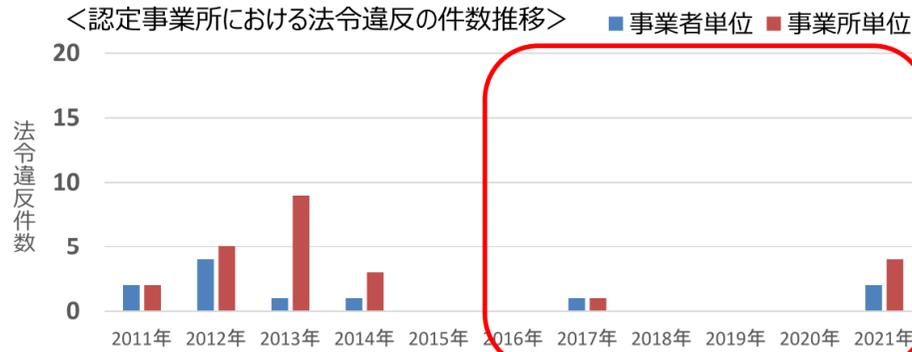


高圧ガス保安法の認定事業所における法令違反について

- 現時点で、83認定事業所が存在するところ、**直近10年では、累積24件の高圧ガス保安法の違反**があった。なお、**法令違反は18事業所であり、うち5事業所は複数回の法令違反を犯している。**
- 現行の認定制度は、「事業所」単位で認定を行っており、現時点では、37社が83認定事業所を有しているところ、直近10年では、「事業者」単位で**6社が法令違反を犯している。***

*：社の統合等を経た現時点での事業者数



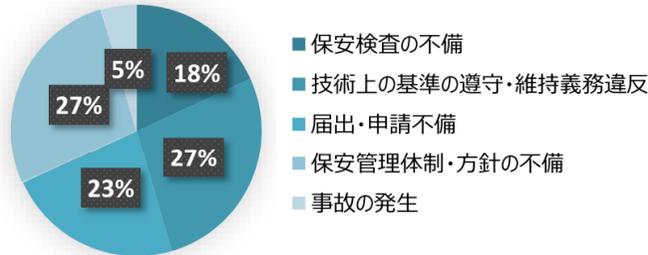
直近5年において、法令違反は5件（2社5事業所）と減少（※）

（法令違反が減少した背景）

- ・認定期間中における立入検査の実施
 - ・認定要件としてリスクアセスメントや人材育成を追加
- これらは、新たな認定制度においても「維持」する。**

- さらに、①認定要件として、**コンプライアンスを強化（高圧ガス保安法の法適合性確認能力を確認）**
 ②**法令違反時には厳正に認定取消を実施**

＜認定事業所における法令違反の類型＞



（※）直近の認定事業所における法令違反案件への対応について

- ①経済産業省による対応：2021年9月17日、太陽石油四国事業所及び山口事業所に対して高圧ガス保安法第61条に基づく報告徴収を実施。
- ②愛媛県による対応：立入検査等により、太陽石油株式会社四国事業所において、2011年4月から2021年3月までの10年間に、高圧ガス設備に関する未許可の変更工事や県へのガス漏えい事故の未報告など計67件の高圧ガス保安法違反事案が確認。2021年9月22日、四国事業所に対して危害予防規程の変更・遵守命令などの行政処分を実施。